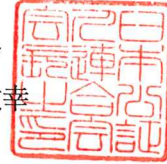


日公連第4号
令和6年2月2日

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊 殿

日本公証人連合会
会長 小坂 敏幸



テレビ電話ソフト「FACEHUB」のバージョンアップと操作方法の一部変更について
(お願い)

平素から、公証制度等の運用に関し、種々の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、テレビ電話による定款認証手続で利用している標記ソフトについて、管理業者である FACEHPEER 株式会社から、従前のソフトをバージョンアップした「FACEHUB(v2)」をリリースする旨の連絡がありました。

この「FACEHUB (v2)」のバージョンアップに伴い、2月5日(月)早朝から新しい通話画面になる予定です。

これにより、従来の FACEHUB から、その操作方法が下記のとおり一部変更となりますので、会員の皆様に御周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

今後とも、貴連合会の御理解を賜りながら、テレビ電話を活用した定款認証手続の適正かつ迅速な業務を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

記

1 主なバージョンアップの内容

① アプリ版 FACEHUB の廃止

従前、スマホやタブレットでは、専用アプリのダウンロードが必要でした。今回のバージョンアップでは、スマホ・タブレット専用アプリが廃止され、ブラウザに接続することで、FACEHUB を利用することが可能になります。

つきましては、2月5日(月)からアプリ版 FACEHUB を利用することができません。これまで専用アプリを御利用の場合には、専用アプリをアンインストールしてから、Face Hub を御利用いただきますよう、お願いいたします。

なお、パソコンの場合は、これまでどおりブラウザ接続ですので、変更はありません。

② 通話の開始方法の変更

今回のバージョンアップでは、囑託人の参加リクエストに応える形で、公証人が通話承認を与えることで、通話が開始されることとなります。

2 利用手続

利用手続の流れについては、別添の「【囑託人用】操作マニュアル」を御参照ください。